内部評	·価		L		平	成30	2 年	-	事	務事業	目	E 点	検シ	<u>/ート</u>		様式1−1	
事業名			心身	′障害児	きおいて	分援護費	ŧ										周書番号
細事業名					才障 智	[見巡回	育指導	費			財務コー		ド	082005		43	
担当部課室	2	福祉	上保健	部	3	障害福	祉	課	1	企画推進		担当	(内約	泉)	3204		
Ι 事業の																	
実施期間	始其		S56	年度	~	終期		年	度								
実施主体	県(直			(何)を対	-会1-		1 1		ው ነነ	象をどのよう	+>√+ 1	能にし ア			紅甲 伺	「に結びつけん	スのか
目的	○在宅 •移動	療育 医が記 活問 が困事	「相談 近くにい]指導 難な重	ハない心。 症心身障	身障害 筆男児(者)		適切な医 家庭環境 理解が図	医療や 竟の改	福祉サービス	が受け	られる。		古			の福祉の向上
内容	○ 逃理は 心地ず談に ・相在動き ・移技問	事業では巡回療養指導と在宅訪問指導を実施している。 巡回療育相談 巡回療育相談 財理的条件により、整形外科医、精神科医等の専門医が近くにいない在宅の心身障害児(者)に対し巡回等の方法により、障害に関する各種の相談に ずるとともに、家庭療育に関する必要な助言・指導を行う。 自談体制 整形外科医、精神科医、児童相談所職員又は障害者相談所職員 在宅訪問指導 多動の困難な重症心身障害児(者)に対し医師を派遣し診察を行い健康状態を確認する。また、日常生活・家庭環境の改善に関することや療育に必要 技術的事項に関することについて指導を行う。 時間体制 整形外科医、小児神経科医、児童相談所職員															
	目標、	実	施状:			実績及(ゾ成						1 -	- 		T	1
区分				指標	F	ТВ	抽	25年		26年度 38	2	7年度 27	2	B年度 23	29年度 17	30年度	12
活動指標				実績(36		25		17	14	15	12		
	巡回療育相談及び在宅訪問指導					達原	達成率		.2	94.7		92.6		73.9	82.4	88.2	
						達成		c		b		b		с	b	b	
成果指標						実績(目標 実績(見込) 達成率										
				汝 質(予	笛) 首	達成 単位:千円			66	68		58	2	54	54	19	1 164
Ⅲ 事業の	= 17 / 12 /	₩ =					_				I		1	01	01	13	101
活動指標成果指標		○巡回療育相談 ・地理的条件によりの専門医が近くにいない在宅の心身障害児(者)に対し巡回等の方法により、障害に関する各種の相談に応じるとともに、家庭療育に関する必要な助言・指導を行うものである。 ・当該事業により在宅の心身障害児(者)が適切な医療や福祉サービス受けることができており、意図した成果をほぼ挙げている。 〇在宅訪問指導 ・移動の困難な重症心身障害児(者)に対し医師を派遣し診察を行い健康状態を確認し、また、日常生活・家庭環境の改善に関することや療育に必要な技術的事項に関することについて指導を行うものである。 ・当該事業により日常生活や家庭環境が改善されるとともに、適切な療育が行われており、意図した成果をほぼ挙げている。															
・「活動指標、成 ・指標がない場合																	
Ⅳ 見直しの											1						
九世〇	判定			へ <u>ン・</u> 込要性が				-	-	認められる		必要性	生が低	ار)			
県関与の 必要性	説し	☑県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる □民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 ☑その他 (実施根拠)															
	明児		祉法で	きは、児童	相談所	fは必要に	応じ.	、巡回して	て業務	を行うことがて	きると	∶記載さ∤					
有効性 (成果向上) 在宅	説出		_			ニが可能 E宅訪問指	導を			上が可能 こより効果的な	事業執	丸行が可(あまり望めなし	۱,	
	判定	2		直す余	地があ	る		✓見ī	直すর	戻地がある程!	度ある		見ī	直す余地	がない		
見直しの 余地 在宅	֓֞֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓																
その他	品 体	のみ	が実施	している	だけで	ある。				14団体におけ けることに対し							1模原市の4団 いる。
見直しの 必要性	医 有 を て	や障 しなく 24時	害福祉 でも、 間365	上サービス 児童相談 日、必要 [∞]	、事業所が担 な医療	所の定期的 望っている	りな支 障害↓ こと対し	援を受け 目談(重度 レ自己負	ナてお 隻心身 担分(り、県が年1回 ・障害)において の全額を助成す	実施し 「職員	ている在 のみの家	宅訪問 庭訪問	引指導へ <i>0</i> 引による相)ニーズは低く 談を実施して	なってきている いること、また!	引見は既に主治。。医師の同行 県単独事業とし とも考慮して、

▼ 見直しの方向(平成31年度当初予算等での対応状況)

巡回療育相談は引き続き実施するが、在宅訪問指導は重症心身障害児・者に係る個別サービス支援の実施主体が市町村に移行し、児童相談所が 説 直接対応する重症心身障害児も5人に限られ、その多くは主治医や障害福祉サービス事業所の定期的な支援を受けていること、障害相談(重度心 明 身障害児における職員の家庭訪問による相談があること、県単独事業として手厚い重度心身障害(児)者医療費助成制度を導入し、既に中学生まで 一部廃止 の障害児については窓口無料化となっていることから、廃止する。